



基礎工事に着手した物件は 新規性の要件が 失われるのですか？

「公然知られた」ことによる 新規性の喪失 (意匠法第3条1項1号)

意匠登録の重要な要件として「新規性」がありますが、「公然知られた」時に新規性が喪失し、意匠登録をすることができなくなります。

では「公然知られた」とは何なのでしょう。平成10年12月に発行された「意匠審査の運用基準」(特許庁)によると「不特定多数の者にとって、単に知られうる状態にあるだけでは足りず、現実知られている状態にあること」とされています。また、特許庁の意匠審査基準によると「不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られたこと」とされています。

特許庁意匠審査基準室への ヒアリング

意匠登録は特許庁が行いますので、特許庁意匠審査基準室に建築物の意匠が「公然知られた」時期とはいつになるのか、実際に質問してみたことがあります。特許庁意匠審査基準室によると、「公然知られた」時期は出願意匠と比べて対比可能な程度に完成し、これが不特定の人に知られた時、とのことでした。ただし、出願意匠がデテールまでを含むものであれば、そこまで完成している必要があります。

では、養生シートで建物を覆っている場合に「公然知られた」といえるのかどうかについては、着工していたとしても、養生シートで覆う等により、通行人から見えない状態にあれば、「公然知られた」とはいえないとのことです。

意図的に建設現場をのぞかれてしまった場合はどうなるのか、という質問に対しては、審査段階では通行人など不特定の人に見えてしまう状態にあることまでを確認できませんので、他の要件を満たしているのであれば意匠登録されるとのこと。ただし、審査官による職権判断となるため、どの程度調査されるかは画一的ではありません。

しかし、登録後に新規性が喪失していたとして無効だと主張される可能性はあります。その場合は「意に反して」公然知られる状態に至ったこと(意匠法第4条1項)を立証することで、当該無効主張に反論することになります。

当事務所では、無効審判リスクを回避する観点から、建物が上棟している場合には「新規性の例外適用を受けるための証明書」を特許庁に提出する運用をしています。

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日 ○○年○○月○○日
- ② 公開場所 ○○
- ③ 公開者 ×× (住所)
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)
別紙のとおり

着工・ウェブサイトへの
公開など、
公開の状況を詳細に
記載します

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
○○ (住所)
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
●● (住所)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
●● (住所)
- ④ 公開者
×× (住所)
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について

意匠登録願や
上記1に沿って
記入します

会社の社員が
デザインを作成した場合の
書き方例です

(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、●●の社員である○○によって創作されたものである。そして、当該意匠は同人が業務上作成したものであり、その権利は当然に会社に帰属しているものである。よって、公開の原因となる行為時(又は公開時)の○○○○年○月○日において、●●はその創作についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

その後、○○○○年△月△日に●●は意匠登録出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

○○○○年×月×日当時、意匠登録を受ける権利を有するであった●●が、本意匠出願について△△に資料提供を行い、△△は提供された資料に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

押印は
不要です

令和 年 月 日

出願人 ●● 代表取締役 ○○